

# バイオマス発電を含む火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について

令和6年3月19日  
環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）に基づき環境影響評価を実施すべき事業の規模を定めた条例施行規則を改正したので、その概要を報告する。

## 1 アセス対象とする火力発電所の規模

対象地域	規模要件（改正前）	規模要件（改正後）
一般地域	出力 15 万 kW 以上	出力 15 万 kW 以上 または 排出ガス量 4 万 m <sup>3</sup> /h 以上
特別地域*	出力 11.25 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 または 排出ガス量 3 万 m <sup>3</sup> /h 以上

※国立公園、国定公園、県立自然公園（特別地域）、県自然環境保全地域、鳥獣保護区（特別保護地区）を環境の保全に関して特に配慮すべき「特別地域」として規定

## 2 施行日 令和6年5月1日（令和6年3月1日公布）

### <経過措置>

・改正規則の施行日前に電気事業法の手続き（事業計画の事前届出）済みの事業については対象外とする。

### （参考）

#### パブリックコメント実施結果

- (1) 募集期間: 令和6年1月15日(月)から1月29日(月)まで
- (2) 意見総数: 延べ14件(意見者7名)
- (3) 主な意見

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)	4件	・温暖化対策の取組という観点からはバイオマス発電のような民間投資は望ましく、過度な負担とならないように配慮が必要 ・環境影響評価が事前の手続きであるという法・条例の趣旨を踏まえ、改正規則施行時の事業進捗状況によっては対象外とするなど、企業の負担や営業の自由にも配慮すべき。 ⇒電気事業法の手続きが終了している事業は改正規則の対象外とする経過措置を設けた。
既に盛り込み済み	6件	・火力発電所の規模要件は妥当、改正案に賛成(6件) →工場等との基準の統一化は必要 →地域住民等とのリスクコミュニケーションの手段として有用。最近導入されるバイオマス発電所規模を考慮した改正に賛成
その他上記に分類できないもの	4件	・鳥取県は観光客を呼ぶにしても環境を一番に考えるべき。 ・改正は不要 ・バイオマス発電所の爆発火災は事故によるものなので、環境影響評価条例ではなく、消防法の規制強化によって対応すべき。
計	14件	

#### 鳥取県環境審議会答申

- 環境影響評価手続きの対象となる火力発電所の設置及び変更の事業の一般地域の要件に、一時間当たり排出ガス量4万 m<sup>3</sup> 以上とする規模要件を加えること。
- 特別地域においては、一般地域における規模の75%とすること。
- 条例施行規則の改正条文については、事務局において精査すること。
- 事業実施に係る関係法令の許認可等の行政手続きが完了している事業については条例適用外とするなど、事務局において必要な措置を講ずること。